



2025年12月16日

各 位

会 社 名 シルバーエッグ・テクノロジー株式会社

代 表 者 名 代表取締役社長

トーマス・アクイナス・フォーリー

問 合 せ 先 (コード番号: 3961 東証グロース)

管理部 取締役 フォーリー 淳子

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、2026年2月中旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会における議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年1月15日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年1月15日（木）
- (2) 公告日 2025年12月17日（水）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<https://www.silveregg.co.jp/investor-relations/notice/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

当社が2025年11月14日に公表した「株式会社イルグルムによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、株式会社イルグルム（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（ただし、トーマス・アクイナス・フォーリー氏が所有する当社株式の半数（802,900株）及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）及び2024年3月

28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第 3 回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全て及び本新株予約権の全てを取得することができなかつた場合には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合を行うこと（以下「株式併合」といいます。）及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を 2026 年 2 月中旬を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上